

保護者の皆様

豊川市教育委員会教育長 大江孝一  
豊川市立御津北部小学校長 彦坂義明

## 豊川市立小中学校の災害時等に関する休業等の扱いについて（令和8年度改訂版）

みだしの件につきまして、令和8年5月下旬からの気象庁による「新たな防災気象情報」の運用開始（警戒レベルに対応した危険警報の新設など）に伴い、豊川市教育委員会において「非常災害時等に関する休業等の扱い」を改訂しました。それぞれ、下記にまとめましたので、それらの内容に基づき、各ご家庭においても、「命の安全」を最優先に考えた判断をしていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本取り扱いは気象庁による「新たな防災気象情報」の運用開始日から適用します。

### 1 【臨時休業】となる場合について

- (1) 登校前に、以下の防災気象情報が発表、または避難情報が発令されている場合
- ① 豊川市に気象台発表の「レベル4危険警報」以上
  - ② 豊川市災害対策本部発令の「警戒レベル4（避難指示）」以上
- ※原則、翌日より学校を再開します。
- (2) 登校前から午前11時まで、暴風警報（台風等）が継続されている場合
- (3) 豊川市に「震度5弱」以上の地震が発生したとき
- ※学校からの「授業再開」の連絡があるまでは、休業を継続とします。
- (4) 津波対応校区に、津波警報、大津波警報が発表されているとき。
- ※津波対応校区…御津中学校、御津南部小学校、小坂井中学校、小坂井西小学校、小坂井東小学校
- (5) その他、豊川市教育委員会と学校が休業と判断した場合（事前に連絡します）

### 2 【その他】の対応について（登校・下校時、登校後の対応について）

#### 【登校前】

上記「1【臨時休業】となる場合について」に該当する場合休業となります。ただし、上記内容にかかわらず、保護者が「登校は危険」と判断した場合は、自宅待機をさせ、安全確保に努め、速やかに学校へご連絡ください。

#### 【登校・下校中】

- 登校中、上記「1【臨時休業】となる場合について」の(1)の気象情報が発表、避難情報が発令されたとき  
→自宅へ戻りそのまま待機します。ただし、自宅に戻れない状況の場合、一旦学校へ登校し避難します。
- 地震が発生したとき、津波対応校区に津波警報、大津波警報が発表されたとき  
→安全が確保できる場所へ避難します。その後、状況に応じて、自宅又は学校に避難します。

#### 【登校後】

○登校後に、上記「1【臨時休業】となる場合について」の気象情報が発表、避難情報が発令されたとき、また(3)(4)(5)の状況になったときは、安全確認を行い、「集団下校」「引き渡し下校」「校内待機」など、速やかに措置をとります。ただし、気象台から「レベル5特別警報」が発表された場合は、直ちに命を守る安全確保を最優先とし、原則「校内待機」とします。また、下校の方法について保護者の皆様に情報配信等します。

対応のまとめ（「新たな防災気象情報」の運用開始日から）

| 種類             |                      | 自宅にいる場合の対応        | 学校にいる場合の対応   |                                   |
|----------------|----------------------|-------------------|--|-----------------------------------|
| 気象台が発表する防災気象情報 | 特別警報                 | 暴風・大雪・<br>暴風雪・波浪  | 自宅待機<br>(直ちに命を守る最善行動)  | 校内待機                              |
|                | 警報                   | 暴風                | 自宅待機<br>・始業2時間前までに解除<br>→平常授業<br>・午前11時まで解除<br>→解除後2時間を経て授業<br>・午前11時以降継続<br>→休業 | 下校または校内待機                         |
|                |                      | 大雪・暴風雪・波浪         | 平常登校   | 平常授業                              |
|                | 注意報                  | 大雪・強風・その他         | 平常登校   | 平常授業                              |
|                | レベル5<br>特別警報         | 大雨・氾濫・<br>土砂災害・高潮 | 自宅待機<br>(直ちに命を守る最善行動)  | 校内待機<br>校内の高い場所または崖<br>から離れた場所へ移動 |
|                | レベル4<br>危険警報         |                   | 自宅待機<br>(早めの避難を考慮する)   | 校内待機<br>校外の避難所への移動<br>保護者へ引き渡し等   |
|                | レベル3警<br>報           |                   | 平常登校   | 平常授業                              |
|                | レベル2注<br>意報          |                   | 平常登校   | 平常授業                              |
| 市町村が発表する避難情報   | 学校が<br>所在する<br>市町村   | 警戒レベル4以上          | 自宅待機   | 校内待機<br>校外の避難場所への移動<br>保護者へ引き渡し等  |
|                |                      | 警戒レベル3以下          | 平常登校   | 平常授業                              |
|                | 児童生徒が<br>居住する<br>市町村 | 警戒レベル4以上          | 避難   | 校内待機<br>校外の避難場所への移動<br>保護者へ引き渡し等  |
|                |                      | 警戒レベル3以下          | 平常登校   | 平常授業                              |

※平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。

※児童生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当児童生徒を自宅待機とする。

〈この件に関するお問い合わせ先〉 豊川市教育委員会 学校教育課 (0533) 88-8033  
豊川市立御津北部小学校 (0533) 75-2021